

貸金業務取扱主任者 ガイダンス資料



TAC
貸金業務取扱主任者講座

1. 貸金業務取扱主任者とは

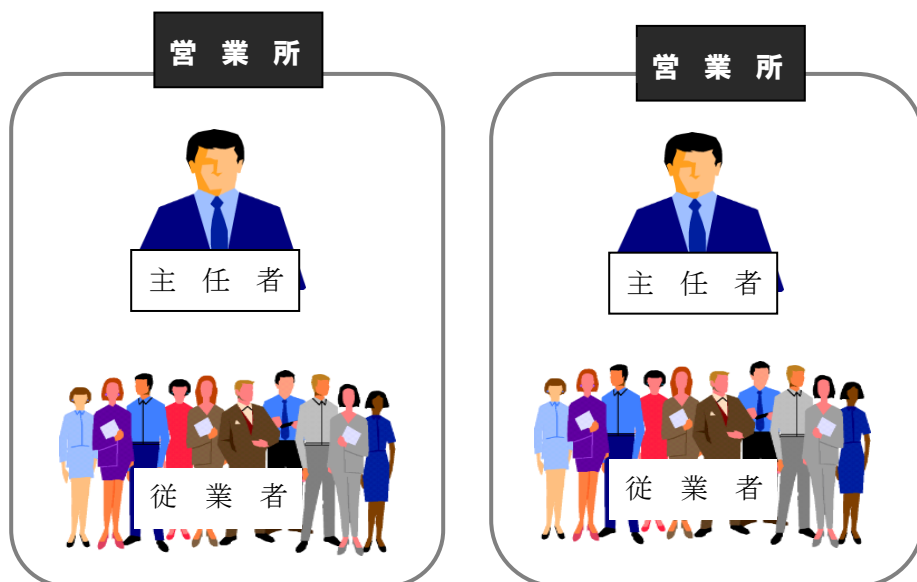
貸金業務取扱主任者とは、**貸金業務取扱主任者資格試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受けた者**をいいます。

貸金業務取扱主任者の制度は、平成 15 年 8 月改正貸金業法で創設されましたが、平成 18 年 12 月改正貸金業法の 3 条施行(平成 21 年 6 月 18 日)から、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験が開始されました。

平成 22 年 6 月 18 日 以降、貸金業者は貸金業務取扱主任者を法令で定める数、営業所又は事務所毎に設置しなければなりません。

2. 貸金業務取扱主任者の設置

貸金業者は、営業所等ごとに、**主任者の数／貸金業の業務に従事する者の数**が、**1 / 50 以上**となるように、主任者を設置しなくてはなりません。(法12-3 I)。



3.貸金業者とは

貸金業者とは、**貸金業を営む者のうち法 3 条第 1 項の登録（貸金業の登録）を受けたものを**いいます（法 2Ⅱ）。

貸金業とは、貸付けを業として行うことです。ただし、次のものは、貸金業法で規制しなくても資金需要者等の利益を損なうおそれがないことから、貸金業から除外されています（法 2Ⅰ）。

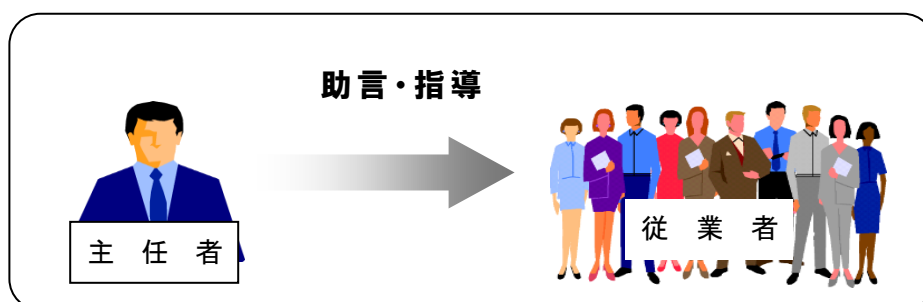
【貸金業から除外されるもの】

- ① 国・地方公共団体が行うもの（自治体の中小企業向け融資等）
- ② 他の法律に特別の規定のある者が行うもの（銀行や政府系金融機関の融資、質屋営業等）
- ③ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- ④ 事業者がその従業者に対して行うもの
- ⑤ 政令で定めるものが行うもの（令 1-2）
労働組合、国家公務員・地方公務員等の職員団体・組合や公益社団法人・公益財団法人、私立学校法等特別の法律に基づき設立された法人等が行う場合です。

4. 貸金業務取扱主任者の仕事

貸金業務取扱主任者は、貸金業の業務に従事する使用人等の従業者に対して、**貸金業に関する法令（条例を含みます）の規定を遵守し、業務を適正に実施するため必要な助言又は指導**を行います（法12-3Ⅰ）。

従業者は、主任者が行う助言を尊重し、指導に従わなければなりません（法 12-3Ⅱ）。



資 格 試 験 資 料**1.試験の実施方法**

試験の実施方法は、次のとおりです。

試験方法	筆記試験
問題数	50 問
出題形式	4 肢択一方式
試験時間	2 時間 (13 時 00 分～15 時 00 分)
試験日	27 年 11 月 15 日 (日)
解答方式	マークシート方式
試験地	札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、 京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄 (全国 17 地域) ※受験申込者は希望試験地を選択することができます。 ※試験会場は試験機関で決定し通知いたします。
受験手数料	8,500 円(政令で定められています。)

2.試験科目と出題範囲

試験科目と出題範囲は、下表のとおりです。 出題範囲として以下に記載されている関係法令は、当該法律の施行令、施行規則を含むものとします。

◆ 法及び関係法令に関すること

関係法令	分野・内容
① 貸金業法 ② 同施行令 ③ 同施行規則	全般とする。
④ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	
⑤ 利息制限法	
⑥ 貸金業者向けの総合的な監督指針 ⑦ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係） (金融庁)	
⑧ 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則 ⑨ 紛争解決等業務に関する規則 ⑩ 同細則 ⑪ 貸付自粛対応に関する規則 (日本貸金業協会)	

◆貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

法分野	関係法令		分野・内容
	中心法令	関係法令	
民事法(民法・商法を中心とするその他の関連法令)	① 民法		第一編総則～第三編を中心に第四、五編も含む。
	② 商法		第一編総則、第二編第一章総則とする。
	③ 会社法		組織形態、代表権、法人格に関する事項とする。
	④ 保険法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
	⑤ 手形法・小切手法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
		⑥ 電子記録債権法	全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
		⑦ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	
		⑧ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	
		⑨ 不正競争防止法	
民事手続法(民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法を中心とするその他の関連法令)	① 民事訴訟法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
	② 民事執行法		
	③ 民事保全法		
		④ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	
		⑤ 民事調停法	
倒産法(破産法、民事再生法を中	(1) 破産法		全般とする。(但し、貸金業の業務に必要なものとする。)
	(2) 民事再生法		

心とするその他の 関連法令		③ 会社更生法	
		④ 特定債務等の調整 の促進のための特定 調停に関する法律	
		⑤ 会社法	第二編株式会社第九章清算とする。
刑事法(暴力団員 による不当な行 為の防止等に関 する法律、及び 犯罪による収益 の移転防止に関 する法律を中心 とするその他の 関連法令)	① 暴力団員による 不当な行為の防止等 に関する法律		第一章総則、第二章暴力的要求行 為の規制等とする。
	② 犯罪による収益 の移転防止に関する 法律		全般とする。(但し、貸金業の業 務に必要なものとする。)
		③ 刑 法	第一編第七章犯罪の不成立及び 刑の減免、同第八章未遂罪、同第 十一章共犯、第二編第十七章文書 偽造の罪、同第十八章の二支払用 カード電磁的記録に関する罪、同 第二十章偽証の罪、同第三十五章 信用及び業務に対する罪、同第三 十七章詐欺及び恐喝の罪、同第三 十八章横領の罪とする。
		④不正アクセス行為 の禁止等に関する法 律	全般とする。(但し、貸金業の業 務に必要なものとする。)

【中心法令と関連法令の定義】

「中心法令」とは、貸金業に係る法令のうち、貸金業務取扱主任者がその業務を行う際に必要となる規制等を含む法令であり、出題の中心となるものです。「関連法令」は貸金業の業務に必要な範囲に限定し、中心法令に関連して出題します。

◆資金需要者等の保護に関すること

法分野	関係法令	分野・内容
個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律を中心とするその他の関連法令等）	① 個人情報の保護に関する法律	全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	② 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン (金融庁)	
消費者保護法	① 消費者契約法	
経済法（不当景品類及び不当表示防止法を中心とするその他の関連法令等）	① 不当景品類及び不当表示防止法	
	② 「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準 (消費者庁)	
貸金業法その他関係法令	① 貸金業法、同施行令、同施行規則 ② 貸金業者向けの総合的な監督指針 (金融庁) ③ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係） (金融庁) ④ 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則、紛争解決等業務に関する規則、同細則、貸付自粛対応に関する規則 (日本貸金業協会) のうち、資金需要者等の利益の保護に関する部分	全般とする。

◆財務及び会計に関すること

分野・内容	
家計診断	① 家計収支の考え方(収支項目・可処分所得・貯蓄と負債)
	② 個人の所得と関係書類(申告所得・源泉徴収票等の関係書類)
財務会計	③ 企業会計の考え方(企業会計原則)
	④ 財務諸表(損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・その他)

注) 家計診断及び財務会計には、当分野に関係する法令等（税法、年金関係法その他）が含まれますが、出題は貸金業の業務に必要な範囲とします。

3.出題根拠となる法令の基準日

出題に係る法令等については、平成 27 年 4 月 1 日において施行されている法令等とします。

4.科目別出題数の目安

試験科目	出題数の目安
1. 法及び関係法令に関すること	22～28 問
2. 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること	14～18 問
3. 資金需要者等の保護に関すること	4～6 問
4. 財務及び会計に関すること	2～4 問
試験科目全体	50 問

注) 試験問題数は全体で 50 問となります。

注) 上記の科目別出題数は目安であり、実際の試験問題数とは異なることがあります。

5.試験実施結果

	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回
申込者数	9,908 人	13,547 人	12,300 人	11,520 人	11,021 人	11, 549
受験者数	8,867 人	12,081 人	10,966 人	10,088 人	9,571 人	10, 169
合格者数	5,474 人	3,979 人	2,393 人	2,599 人	2,688 人	2, 493
合 格 率	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24. 5%
合格基準点	31 問正解	30 問正解	27 問正解	29 問 正解	30 問正解	30 問正解

6.第6～9回試験出題内容

◆第1編 法及び関係法令

	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回
1	用語の定義	用語の定義	用語の定義	用語の定義
2	登録の更新	登録拒否事由	変更の届出	登録拒否事由
3	変更の届出	禁止行為	廃業の届出等	外部委託
4	廃業等の届出	保証料の規制	経営管理	禁止行為
5	禁止行為	返済能力の調査	禁止行為	返済能力の調査
6	保証料の制限	保証人の返済能力調査	極度方式基本契約の調査	個人過剰貸付契約から除かれる契約
7	金銭の貸借の媒介	貸付条件等の揭示	極度方式基本契約と書面の交付	極度方式基本契約の調査
8	保証人の返済能力調査	契約締結時の書面の再交付	電磁的方法による提供	広告・勧誘に関する規則
9	極度方式基本契約の調査	帳簿の閲覧・謄写	帳簿	保証人に対する書面の交付
10	契約締結前の書面	取立ての委託	不祥事件への対応	極度方式基本契約と書面の交付
11	各種の書面交付	債権の譲渡	主任者の登録	帳簿・記録の保存
12	帳簿の整備	貸金業者の監督	信用情報の提供の依頼等	登録の取消し
13	債権譲渡等の規制	個人信用情報の提供	上限利率の特例	個人信用情報の提供

貸金業務取扱主任者 試験資料

14	開始等の届出	業務の委託	無登録営業の禁止等	上限利率の特例
15	指定信用情報機関の利用	勧誘に係る規則	外部委託	保証料の制限
16	個人過剰貸付契約の例外	利息の規制	返済能力の調査	役員・政令で定める使用人
17	内部管理体制の整備	変更の届出	保証人の返済能力調査	変更の届出
18	主任者及び従業者名簿	変更の届出他	個人顧客の利益の保護に支障を生ずることのない契約	廃業等の届出
19	個人過剰貸付契約の禁止	貸金業務取扱主任者	貸付け条件の広告	貸金業務取扱主任者
20	広告・勧誘の規制	過剰貸付けの禁止	勧誘規制	極度額等の増額
21	契約変更時の書面交付	極度方式基本契約の調査	契約締結前の書面記載事項	極度方式基本契約の調査
22	受取証書の交付	個人顧客の利益の保護に支障を生ずることのない契約	書面の交付	契約締結前の書面の交付
23	貸金業者の監督	極度方式基本契約の調査	受取証書の交付	契約締結時の書面の再交付
24	利息の規制	誇大広告の禁止	取立て行為の規制	帳簿の閲覧・謄写
25	みなし利息	保証人に対する書面の交付	債権譲渡	債権譲渡
26	特定非営利金融法人	出資法	貸金業者の監督	届出
27	広告勧誘に関する規則	社内規則等の整備	みなし利息他	利息、賠償額の予定、媒介手数料の規制

◆第2編 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務

	第6回	第7回	第8回	第9回
28	債務不履行の責任	制限行為能力者	意思表示	制限行為能力者
29	連帯債務と相続	取消し	代理	意思表示
30	連帯保証	指名債権の譲渡	民法混合問題	条件と期限
31	貸金等根保証契約	弁済と代位	時効の中断	質権と抵当権
32	相殺	消費貸借契約	抵当権	保証
33	売買契約の成立	破産	連帯債務	債権の消滅原因
34	相続	手形及び電子記録債権	契約の成立	双務契約の効力
35	商行為の代理他	意思表示	相続	約束手形と電子記録債権
36	各種の倒産手続	代理	犯罪収益移転防止法	代理
37	意思表示	時効の中断	制限行為能力者	時効
38	消滅時効	連帯債務	弁済・供託	債権者代位権と債権者取消権
39	質権	連帯保証	相殺	債権譲渡
40	弁済	債権の消滅	株式会社	相続
41	督促手続	相続	強制執行総論	破産
42	債権執行	民事訴訟	各種の倒産手続	犯罪収益移転防止法

◆第3編 資金需要者等の保護

	第6回	第7回	第8回	第9回
43	個人情報の安全管理	景品表示法	個人情報取扱事業者	消費者契約法
44	紛争解決手続	貸付け自粛	景品表示法	個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等
45	個人過剰貸付契約から除かれる契約	消費者契約法	消費者契約法	個人情報の安全管理
46	消費者契約法	紛争解決等業務に関する規則	紛争解決等業務に関する規則	景品表示法
47	消費者信用の融資費用に関する不当な表示	個人データの第三者提供	個人過剰貸付契約から除かれる契約	紛争解決等業務に関する規則

◆第4編 財務及び会計

	第6回	第7回	第8回	第9回
48	重要な後発事象	資力を明らかにする書面	損益計算書	一般原則
49	資力を明らかにする書面	貸借対照表等	源泉徴収票	源泉徴収票と青色申告決算書
50	損益計算書	損益計算書原則	貸借対照表	貸借対照表

7.出題例

【問題1】

意思表示に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。また、詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対しても対抗することができる。
- ② 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効である。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。
- ③ 強迫による意思表示をした者の承継人は、当該強迫による意思表示を取り消すことができない。
- ④ 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときは、相手方が表意者の真意を知っていたときであっても、有効である。

【問題2】

抵当権に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、所有者がその建物のみを売買により第三者に譲渡しその土地及び建物の所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなされる。
- ② 抵当権は、その担保する債権について不履行があるか否かにかかわらず、抵当権が設定された後に生じた抵当不動産の果実に及ばない。
- ③ 抵当権者は、後順位抵当権者がいる場合において、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の3年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。
- ④ 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。